日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則の一部を改正する規則

日田市立淡窓図書館の組織及び管理に関する規則(平成元年教委規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、 <u>午前9時</u> から午後7時までとす る。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法 律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、 <u>午前</u> <u>9時</u> から午後6時までとする。	(開館時間) 第5条 図書館の開館時間は、 <u>午前10時</u> から午後7時までとする。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)は、 <u>午前10時</u> から午後6時までとする。
2 ид	2 нд

附則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。